第6章 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

2016年4月、電力の小売業への参入が全面自由化され、家庭や商店を含む全ての需要家が電気事業者や料金メニューを自由に選択できるようになりました。引き続き、電力・ガス・熱供給分野の一体的な改革を着実に進め、市場の垣根を取り払い、総合エネルギー市場を創出することにより、事業者間の活発な競争、イノベーション等を通じ、エネルギー選択の自由度拡大や料金の最大限の抑制など、需要家利益の向上を図っていきます。

第1節 電力システム改革の断行

1. 電力広域的運営推進機関の取組

東日本大震災により、大規模電源が被災する中、 東西の周波数変換設備や地域間連系線の容量に制約 があり、また、広域的な系統運用が十分にできませ んでした。このため、不足する電力供給を手当てす ることができず、国民生活に大きな影響を与えた ことから、2013年11月に成立した電気事業法の一 部を改正する法律(平成25年法律第74号)に基づき、 強い情報収集権限と調整権限の下で広域的な系統計 画の策定や需給調整等を行う「電力広域的運営推進 機関|が2015年4月に発足しました。

電力広域的運営推進機関では、地域間連系線等の 整備等に関する方向性を整理した「広域系統長期方 針」を取りまとめるとともに、東西の周波数変換設備及び東北東京間連系線の増強に関する「広域系統整備計画」を策定し、増強に向けた工事の準備が行われています。また、電力系統の増強に当たっての発電設備設置者と一般送配電事業者の費用負担のルール(発電設備の設置に伴う電力系統の増強及び事業者の費用負担の在り方に関する指針)に基づく一般負担の上限額の検討や連系線利用ルールの見直しなど、系統運用ルールの整備にも取り組んでいます。また、2016年9月には中部電力株式会社の供給区域において、落雷により大規模な電源脱落が発生したことにより、需給の状況が悪化するおそれがあったため、電気事業法第28条の44第1項に基づき、関係する電気事業者に対し、電力融通の指示を行いました。

2. 電力の小売全面自由化への対応

家庭を含めた全ての電気の利用者が電力供給者を 選択できるようにするため、2016年4月に電力の 小売全面自由化を実施しました。全面自由化に際しては、まず旧一般電気事業や旧特定規模電気事業と いった類型に代わる区分として、小売電気事業(登 録制)、送配電事業(許可制)、発電事業(届出制)と いう事業ごとの類型を設け、それぞれ必要な規制を 課すこととしました。具体的には、自由化後も電力 の安定供給を確保し、需要家保護を図るため、以下 のような様々な措置を講じています。

【第361-2-1】小売全面自由化に伴う電気事業類型の見直し



まず、電気の安定供給を確保するための措置とし て、適切な投資や人材の確保の必要性に鑑み、一般 送配電事業者に対して、需給バランス維持、送配電 網の建設・保守、最終保障サービスの提供、離島の ユニバーサルサービスの提供を義務付けるととも に、これらを着実に実施できるよう、地域独占と総 括原価方式の託送料金規制(認可制)を措置しまし た。また、小売電気事業者に対して、需要を賄うた めに必要な供給力を確保することを義務付けること とし、将来的な供給力不足が見込まれる場合に備え たセーフティネットとして、電力広域的運営推進機 関が発電所の建設者を公募する仕組みを創設しまし た。さらに、需要家保護を図るための措置として、 小売電気事業者に対し、需要家保護のための規制(契 約条件の説明義務等)を課すとともに、旧一般電気 事業者に対し、少なくとも2020年3月末まで経過措 置として料金規制を継続することとしています。

加えて、小売全面自由化に伴い、多種多様な事業者が卸電力取引所で取引を行う機会が増加することや、一時間前市場の創設等、制度変更により卸電力市場を利用して不当に利益を得るケースが想定されることから、不正取引(相場操縦等)の防止、国による市場監視、取引所の運営の適切性確保を可能とする規制措置を講じています。こうした措置を通じて、市場の透明性と廉潔性を維持することが、卸電力市場の活性化に資すること、ひいては小売電力市場の活性化につながることと考えています。

3. 電力の小売全面自由化の進捗状況

(1)電気事業制度に係る制度設計について

2015年9月に設置された電力取引監視等委員会(注1)において、①小売営業に関するルール、②卸電力市場における不公正取引の取締手法、③今後の託送料金制度のあり方など、電力取引の監視に必要な詳細な制度設計の議論が進められてきました。

また、電力システム改革が進展する中で、電力分野において、エネルギー政策の基本的視点である、安全性、安定供給、経済効率性、及び環境適合を同時に達成していくことが求められます。効率的かつ競争的な電力市場の整備等の環境整備を進めると同

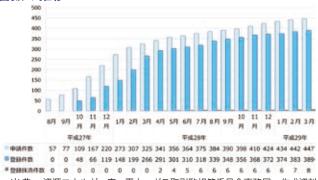
時に、電力システム改革が我が国経済における成長 戦略としての効果を最大限に発揮するためにも、市 場における担い手としてのエネルギー産業を国際的 にも競争力のあるものとしていくことが必要不可欠 です。このため、電気事業制度に係る制度設計をは じめとして、電力分野の産業競争力強化に向けた 幅広い政策課題を検討する場として、2015年10月、 総合資源エネルギー調査会電力・ガス事業分科会 の下に電力基本政策小委員会(注2)が設置されていま す。また、2016年9月には、競争活性化の方策とと もに、自由化の下でも公益的課題への対応を促す代 組みの整備のため、総合資源エネルギー調査会基本 政策分科会の下に電力システム改革貫徹のための政 策小委員会を設置し、競争活性化の方策と競争の中 でも公益的課題への対応を促す仕組みの具体化に向 けた検討を開始しました。

このように、電力システム改革の制度設計については、総合資源エネルギー調査会(電力・ガス事業分科会電力・ガス基本政策小委員会、基本政策分科会電力システム改革貫徹のための政策小委員会)や電力・ガス取引監視等委員会(制度設計専門会合)において、検討してきたところであり、引き続き適切な場において検討を進めます。

(2)小売電気事業者の登録

2015年8月の事前登録申請の受付開始から、2017 年3月時点で約450件の小売電気事業者登録の申請 があり、3月31日時点で389者を登録しています。

【第361-3-1】小売電気事業登録申請及び登録事業 者数の推移



出典:資源エネルギー庁、電力・ガス取引監視等委員会事務局 作成資料 この小売電気事業登録は、法令に則り、資源エネ ルギー庁が、最大需要電力に応ずるために必要な供

注1 2016年4月に電力取引監視等委員会の所掌事務に、ガス事業法及び熱供給事業法に関する事務が追加され、委員会の名称が「電力・ガス取引監視等委員会」に変更されました。

注2 電力取引監視等委員会が、電力・ガス取引監視等委員会となり、総合資源エネルギー調査会ガスシステム改革小委員会で進められてきたガスシステム改革に関する詳細制度設計の議論の場が同委員会に移行したことを踏まえ、電力基本政策小委員会を発展的に改組し、2016年10月には、「電力・ガス基本政策小委員会」とし、ガス分野の政策課題もあわせて、一体的に検討しています。

給能力を確保できる見込みがあるか、電力・ガス取 引監視等委員会が、電気の使用者の利益の保護のた めの措置が講じられているかといった観点から、そ れぞれ審査を行っています。

登録された事業者の内訳は、もともと高圧の小売 電気事業を行っていた新電力事業者(PPS)に加え、 LPガス及び都市ガス関係、石油関係、通信・放送・ 鉄道関係等の事業者など、非常に多岐にわたります。 従来の料金体系とは異なる段階別料金や既存事業と のセット割、時間帯に応じて料金差を付ける時間帯 別料金等の新たなメニューの提供が見られます。ま た、2016年12月31日時点で販売実績のある事業者 数は280者あり、販売地域の数で①全国展開型(4地 域以上)、②都市圏中心型(2~3地域)、③エリア限 定型(単一地域)に区分すると、162者(約5割)はエ リア限定型で事業を展開しており(分類③)、地域の 需要家の多様な選択肢の確保に寄与しています。さ らに、地域で事業を行う者には、自治体が出資を行 う事例も増えており、地域内の企業、商店街、自治 体などと連携した料金メニュー・サービスを提供す る事例も見られています。

(3)新電力への契約先の切替え(スイッチング)実績

2017年1月の電力取引報によると、電力の小売全 面自由化で新たに自由化された市場において、新電 力への契約の切替えを選択した需要家が全国で約 3.9%となっています。また、地域の既存電力会社 が設定した自由料金メニューへの切替えを選択した

需要家も約3.8%となっており、両者を合わせると、 約7.7%の消費者が自由料金メニューへの切替えを 行っています。また、全面自由化後、特高・高圧部 門における新電力のシェアも増加しており、結果と して、電力市場全体としては、新電力のシェアが約 8.6%となっています。

(4)料金メニューの多様化

新電力の提供する料金メニューを見ると、全体的 な傾向としては、基本料金と従量料金の二部料金制 とした上で、燃料費の変動を調整するなど、既存の 料金メニューに準じた料金設定が多く見られます。他 方、一部では、完全従量料金、定額料金制、指定さ れた時間帯における節電状況に応じた割引など、新 しい料金メニューも提供されるようになっています。

また、再生可能エネルギー等の電源構成や、地産 地消型の電気であることを訴求ポイントとして顧客 の獲得を試みる小売電気事業者の参入も見られ、中 には需要家が発電所を選んで得票数の多かった発電 所に報奨金を与えることができるなど、特色のある 小売電気事業者も存在しています。

さらに、電力消費の見える化(電気の使用状況の 可視化) や、電気の使用状況等の情報を利用した家 庭の見守りサービスなども提供され始めています。 応援するスポーツチームとの繋がりや里山の景観保 存など、需要家の好みや価値観に訴求するサービス も始まっています。

地域別には、低圧分野では、東京・中部・関西・

【第361-3-2】新電力への契約先の切替え(スイッチング)実績

スイッチング(みなし→新電力)件数(1月末)

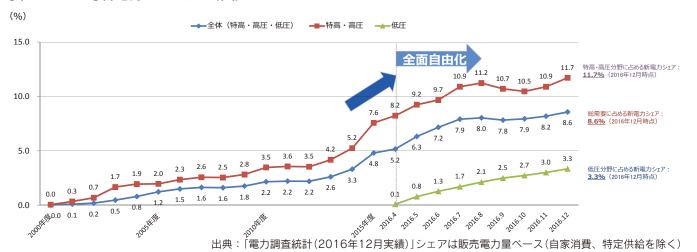
/ / / / / / /	(0).0.0	11/11/02/37/1	1 ~	(+ / 3/1//	
管内		他社切替実績 【単位:万件】		率 ※ 【単位:%】	
北海道		1 2	4	4.	5
東北		8	0	1.	5
東京		1 4 0	6	6.	1
中部		18	7	2.	5
北陸		1	2	0.	9
関西		4 9	7	4.	9
中国		1	1	0.	3
四国		1	9	1.	0
九州		1 2	1	1.	9
沖縄			-		-
全国		2 4 5	. 6	3.	9

自社内契約切替(みなし規制→みなし自由)件数(1月末)

管内	自社内切替実績 [単位:万件]	率 ※ 【単位:%】
北海道	0. 2	0. 1
東北	1. 8	0.3
東京	66.1	2. 9
中部	100.1	13.1
北陸	0.9	0. 7
関西	25.3	2. 5
中国	32.2	9. 2
四国	1. 2	0.6
九州	9. 2	1. 5
沖縄	0. 1	0. 1
全国	237.0	3. 8

^{※2016}年3月の一般家庭等の通常の契約口数(約6,253万件)を用いて試算。なお、2016年3月の低圧の総契約口数は約8,600万件だが、旧選 択約款や公衆街路灯の契約などは、実態としてスイッチングが起きることが想定されにくく、母数から除外。また、同一需要家による供給事 業者の変更や、旧一般電気事業者の規制料金・自由料金メニュー間での契約種変更は、複数回行われた場合、その都度、スイッチングとして カウントされることに留意。 出典:電力・ガス取引監視等委員会電力取引報(平成29年1月実績)

【第361-3-3】新電力のシェアの推移



【第361-3-4】供給実績がある小売電気事業者(都道府県別)



九州など、都市圏において多くの小売電気事業者が 新規参入しています。北陸(富山県・石川県)・四国 (高知県・徳島県・香川県・愛媛県)においては、供 給を行っている小売電気事業者の数は相対的に少な い傾向にあります。

(5)卸電力取引の状況

競争を活性化させるためには、卸電力市場において、十分な取引量が確保されていることが重要です。

旧一般電気事業者各社の自主的取組の改善の効果に加え、全面自由化に伴う新電力の買い入札量の増加により、取引所取引量は昨年と比べて大きく増加しました。2016年の取引量は、2005年の市場開設以来、初めて200億kWhを突破し、販売電力量全体に占める直近の割合は、約3%となっています。

また、2016年9月より、電力システム改革貫徹のための政策小委員会における集中的な議論を経て、

中間とりまとめを行いました。これを踏まえ、新電 力の参入をさらに進めるための卸電力市場の活性化 策として、ベースロード電源市場を創設する方針で す。これは、現状では実質的に既存電力会社がその 大部分を保有する、石炭、水力、原子力などの安価 なベースロード電源を市場に供出することで、新電 力の電源へのアクセスを向上させ、競争を促進する ことを目的とする制度です。また、2013年から行 われてきた、既存の電力会社が余剰電力を卸取引市 場へ供出するなどの自主的取組の改善に加え、諸外 国における取組を参考に、平成29年度から、大手 電力各社の社内取引の一部を卸電力取引所経由で行 うグロス・ビディングを行うこととしています。こ れは、取引の透明化・効率化、取引所取引の流動性・ 価格指標性の向上といった意義があり、英国・北欧 等において実施されています。各旧一般電気事業者 は、平成29年度の早期にグロス・ビディングを開

第6章 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

【第361-3-5】JEPX取引量(約定量)のシェアの推移

JEPX取引量(約定量)のシェアの推移 (2012年4月~2016年9月)



始し、1年程度で販売電力量の10%程度の取引量を 目指し、その後も取引量を拡大していくことを表明 しています。

(6)各種ガイドラインの制定・改定

電力の小売全面自由化によって様々な事業者が電気事業に参入にするにあたり、電気の需要家の保護の充実を図り、需要家が安心して電気の供給を受けられるようにするとともに、電気事業の健全な発達に資することを目的として、経済産業省では、「電力の小売営業に関する指針」を2016年1月29日に制定しました。

2016年4月の電力の小売全面自由化前後の状況や、本指針等に係る事業者の取組状況調査の結果及び電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合における、2016年4月以降2回にわたる議論等を踏まえた同委員会からの建議を踏まえ、2016年7月22日に経済産業大臣が、小売電気事業者が、業務提携先である媒介・代理・取次業者を自社ホームページ等において分かりやすく公表することを「望ましい行為」として追加する等の改定を行いました。

また、経済産業省と公正取引委員会が、小売全面 自由化に当たって整備する事項のうち、市場競争 の観点から共同で定める「適正な電力取引について の指針」は、電力市場を競争的に機能させるために 2016年3月7日に改定を行いました。

2017年4月には電気事業法等の一部を改正する等の法律が一部施行され、需要抑制により得られる電気を転売することができる「ネガワット取引(特定卸供給)」が制度化されること等に伴い、同指針の改定

を行いました。

同指針のうち経済産業省が担当する部分については、制度設計専門会合において議論を行い、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に建議し、2017年2月6日に経済産業大臣が改定しました。

「電力の小売営業に関する指針」の主な改定事項

- ①小売電気事業者の媒介・取次・代理に関する望ましい行為の追加
- ・小売電気事業者の代理店である等と詐称する事例が発生していることを踏まえ、各小売電気事業者が、業務提携先である媒介・取次・代理業者を自社ホームページ等において分かりやすく公表することを「望ましい行為」として追加。
- ②電源構成等の適切な開示の方法における望まし い行為等の追加・明確化
- ・ホームページでの電源構成の開示が、分かりに くい場所に表示されている事例が多く見られる ことを踏まえ、小売電気事業者がホームページ 等において電源構成を開示する際には、需要家 にとって分かりやすい形で掲載・記載すること を「望ましい行為」として追加。
- ・電源構成開示について、実績値がない新規参入 の小売電気事業者の場合には、供給開始後数ヶ 月間の直近実績値をもって開示することもあり 得る旨を追記。

- ③電源構成等の適切な開示の方法において一般的 に問題となるものについての明確化
- ・小売電気事業者が発電事業も行っている場合に、その発電構成を表示することや、例えば、太陽光発電を行っている小売電気事業者が販売電力量以上の発電を行っている場合に、発電構成の表示と併せて「当社は販売電力量の100%に『相当』する量の太陽光発電を行っている」旨を表示することは問題ない旨を追記。ただし、いずれについても小売の電源構成と異なることについて誤認を招かない表示である必要がある。
- ・昼間に発電・調達した電気を夜間に供給する電気とみなす事例のほか、特定の時間帯に発電・調達した電気を別の日の同じ時間帯に供給する電気とみなすことについても、「異なる時点間で電力量を移転する取扱い」として「問題となる行為」の例示として明記。
- ④小売電気事業者からの小売供給契約の解除時の 手続についての明確化
- ・小売電気事業者の倒産等により小売供給契約を 解除する場合にも、小売電気 事業者及び一般 送配電事業者には、需要家保護の観点から、小 売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通 知等の手続が求められ、そのような適切な対応 を怠ることを「問題となる行為」として明記。
- ・需要家が需要場所から移転し、電気を使用していないことが明らかな場合に、小売供給契約の解除予告通知や供給停止の予告通知等の手続をとらなくとも問題とならない旨明記。
- ⑤その他技術的修正 第2弾改正電気事業法の施 行に伴う引用条文の修正など、技術的な観点に 基づき修正。

「適正な電力取引についての指針」の主な改定事項

(電気事業法関連部分)

- (1)ネガワット取引分野における適正な電力取引 の在り方
- ①ネガワット事業者は、特定卸供給を活用してネガワット取引を行う場合には、次に掲げる要件に適合することが適当である。
- 1)需要家に対して需要抑制の依頼を適時適切に行うことができる。
- 2)電気の安定かつ適正な供給のため適切な需給管

- 理体制や情報管理体制を保有すること。
- 3)需要家保護の観点から適切な情報管理体制を保有すること。
- ・上げのディマンドリスポンスの取引に関係する 当事者は、公正かつ有効な競争の観点から、ネ ガワット取引の場合と同様の配慮を行うことが 期待される。
- ・ネガワット取引の実施に当たっては、需要家、 供給元小売電気事業者及び供給先小売電気事業 者と、ネガワット事業者とのそれぞれの間にお いて、ネガワット取引実施のための契約締結に 係る適正な協議がなされることが必要である。

②望ましい行為

- ・ネガワット取引に関係する当事者は、ネガワット取引の普及に向けて公正かつ有効にネガワット取引を利用することが期待される。特に、供給元小売電気事業者は、ネガワット事業者からネガワット取引を実施するために必要な契約の協議の申し入れを受けた場合には、積極的に協力することが期待される。
- ・ネガワット事業者は、需要抑制契約締結前に、 報酬その他の取引条件について、需要家に対し て十分な説明を行うことが望ましい。ネガワッ ト事業者は、需要抑制契約締結前及び締結後に、 需要家に対して、報酬その他の取引条件を記載 した契約締結前交付書面及び契約締結後交付書 面を交付することが望ましい。
- ・ネガワット事業者は、ネガワット取引に関する 相談窓口を設けて、ネガワット取引の実施方法 又は報酬その他の取引条件についての需要家か らの苦情・問合せについて、迅速かつ適切に処 理することが望ましい。
- (2)託送分野等における適正な電力取引の在り方 〇公正かつ有効な競争の観点から望ましい行為
- ・一般送配電事業者は、ネガワット事業を行う他 の者との託送供給等業務に関連した情報連絡窓 口を自己又はグループ内の小売部門ではなく、 自らの送電サービスセンターや給電指令所とす ることが望ましい。

(7)需要家意識調査、小売全面自由化の広報、消費者 保護に向けた取組

電力の小売全面自由化に当たっては、消費者が正

第3部

第6章 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

しい情報を持つことで、トラブルに巻き込まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択ができることが重要です。

こうした認識のもと、2016年9月に電力・ガス取引監視等委員会では、需要家に対し、電力の小売全面自由化に関するアンケート調査を実施しました。その結果、電気の購入先やプランを変更した人の大半から「変更手続きは簡単だった」という声や「変更手続きは30分未満で完了した」という声が聞かれました。他方、変更していない人からは「変更することのメリットが分からない」という声や「変更することが何となく不安」という声が聞かれました。

こうした需要家の意識も踏まえ、経済産業省では、 全国各地での説明会の開催や、テレビ・新聞・雑誌 などのメディアを通じた広報、パンフレット・ポス ターの配布、専用ポータルサイト・コールセンター の設置など、自由化の周知・広報を積極的に実施し てきました。

さらに、電力・ガス取引監視等委員会が独立行政 法人国民生活センターと消費者保護強化のための連 携協定を締結し、両者が共同で、消費者から寄せら れたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表 するなどの取組を実施しています。また、同委員会 では、消費者に対し、自由化に関する正確な情報を 分かりやすく発信するためのセミナー等を全国各地 で開催するなど、消費者保護のための取組を一層強 化しています。

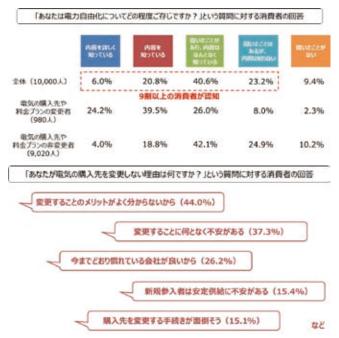
(8)卸・小売市場の監視について

適正な競争環境の確保の観点からは、「適正な電力取引についての指針」等のガイドラインに基づき、電力・ガス取引監視等委員会が監視を行っています。東京電力エナジーパートナー株式会社は、卸電力取引所において、2016年4月から8月の間の平日昼間、限界費用(燃料費等)を大きく上回る高値で入札を行い、一部で、卸電力取引所の約定価格を上昇させていました。同委員会はこのような入札行為は市場相場を人為的に操作するものと評価し、再発防止の観点から同社に対し業務改善勧告を実施しました。具体的な、業務改善勧告の内容は次のとおりです。

- (1) 閾値を用いた売り入札価格の設定を今後行わないこと。
- (2)(1)を貴社の内部において周知徹底するとともに、(1)を遵守するために必要かつ適切な社内体制を整備すること。
- (3)(2)の実施のためにとった貴社の内部におけ

る具体的な措置について、平成28年12月16日 までに、当委員会に対し、報告を行うこと。

【第361-3-6】需要家に対する電力の小売全面自由化に関するアンケート調査結果



出典:電力・ガス取引監視等委員会「電力小売自由化における消費者の選択行動アンケート調査事業を元に作成

(9)一般送配電事業者による調整力の公募調達について

周波数制御・需給バランス調整に必要となるコスト(調整力コスト)は、託送料金で回収されるものであり、必要な量を確実に確保することを前提としつつも、特定電源への優遇や、過大なコスト負担を回避することが必要となります。2016年4月より、新たな事業ライセンスの下、供給区域の周波数制御・需給バランス調整は一般送配電事業者が担うこととなりました。また、これまでの制度改革の議論の中で、一般送配電事業者は、必要な調整力を、原則として公募の方法で調達することとなっています。

そこで、調整力の公募調達にかかる適切な公募手続や契約条件等に関して、電力・ガス取引監視等委員会制度設計専門会合で同年4月以降4回にわたる審議を行った後、同年9月に電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に「一般送配電事業者が行う調整力の公募調達に係る考え方」を建議し、同年10月に経済産業大臣が制定しました。また、電力広域的運営推進機関の調整力及び需給バランス評価等に関する委員会において、調整力の公募にかかる必要量等の検討が行われました。

これらを踏まえて、一般送配電事業者は同月より 2017年度に用いる調整力の公募調達を行いました。 今後も、資源エネルギー庁と電力・ガス取引監視 等委員会において、一般送配電事業者における調整 力の運用が、安定供給とコスト最小化の両立を目指 したものとなっているか継続的に監視するととも に、多くの事業者が公募調達に参加することができ るよう検討を進めていきます。

また、2020年を目途にリアルタイム市場の創設 するために、資源エネルギー庁、電力・ガス取引監 視等委員会、電力広域的運営推進機関が連携し、検 討を進めていきます。

4. 電気料金値上げ認可申請への厳正な対応

(1)原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価

家庭など規制部門に適用される電気料金については、原価計算期間終了後に小売電気料金の原価の洗い替えを行わない場合において、引き続き当該料金原価を採用する妥当性については、従来、経済産業省で評価を実施するとともに、経済産業省及び旧一般電気事業者各社において、以下のような情報公開の取組を実施しています。

- ①経済産業省において、原価算定期間終了後に毎年度事後評価を行い、利益率が必要以上に高いものとなっていないかなどを確認し、その結果を公表する(必要に応じて、料金値下げに係る変更認可申請命令の要否を検討する)。
- ②旧一般電気事業者各社において、規制部門と全社計に区分した人件費等の実績値の比較結果をホームページで公表する。

北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力及び 九州電力については、2012年以降の料金値上げ時 に経済産業省として継続的に監視していくこととさ れているとともに、震災後行われた値上げに係る初 めての原価算定期間終了後の事後評価であることか ら、消費者基本計画の工程表において今年度に事後 評価を行う旨が記載されています。また、東京電力 エナジーパートナー株式会社(以下「東京電力EP」と いう。) については、直近3年度間の規制部門の電気 事業利益率が高くなっています。

これらを踏まえ、原価算定期間が終了している 他の旧一般電気事業者(北陸電力・中国電力・沖縄 電力)とは別に、電力・ガス取引監視等委員会の下 に設置した料金審査専門会合(座長:安念潤司 中 央大学法科大学院教授)において料金適正化の観点から、電力会社ごとに原価算定期間終了後の小売電気料金の事後評価を実施しました。

<事後評価のポイント>

A 北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、 関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び 沖縄電力

原価算定期間終了後の事後評価において、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325資第12号)第2(7)④に基づく値下げ認可申請の必要が無いか。

- ①電気事業利益率による基準
- ②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化 部門の収支による基準
- B 北海道電力、東北電力、関西電力、四国電力、 九州電力及び東京電力EPの事後評価に関する 追加手続
 - ①料金原価と実績費用の比較

個別費目について、料金原価を合理的な理由無 く上回る実績となっていないか。なお、実績が料 金原価を上回っている費目及び電力会社は以下の 通り。

- ▶人件費(東北、東京電力EP、関西、四国、九州)
- ▶燃料費(東北、関西、四国、九州)
- ▶減価償却費(東北、四国)
- ▶購入電力料(北海道、東京電力EP、関西、四国、 九州)
- ▶原子カバックエンド費用(東北、関西)
- ▶その他経費(北海道、東京電力EP、関西)
- ②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率に大きな乖離はないか。乖離が生じている場合の要因は合理的か。

③経営効率化への取り組み

経営効率化への取り組みは着実に進捗しているか。

第3部

第6章 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

【第361_4_	.1] 直近3年度の規制部門	の電気重挙利益率及	7ド雷力10社の過去?	0年度の電気事業利益率
195001-4-	・」」旦匹34皮の枕町町」	い电刈事未削皿平及	し电力」し吐い過去	リータの电刈事未削皿半

	北海道	東北	東京 EP※1	北陸	関西	中国	四国	九州	沖縄	10社 10年平均
H25年度	△12.2%	5.9%	4.2%	0.9%	△1.1%	△0.8%	1.1%	△2.4%	2.8%	
H26年度	2.2%	5.9%	4.0%	1.7%	△2.7%	4.1%	3.8%	△2.8%	3.5%	
H27年度	3.7%	6.9%	6.9%	0.4%	7.1%	0.3%	1.3%	6.2%	2.5%	
3年度平均 ※2	△2.1%	6.2%	5.0%	1.0%	1.1%	1.2%	2.1%	0.3%	2.91%	2.93%

(※1)各年度の数値は、東京電力株式会社の利益率。(平成28年4月1日より分社化)

(※2)各年度の%の単純平均

出典:各電力会社の部門別収支計算書より電力・ガス取引監視等委員会事務局作成

<事後評価の結果>

A 北海道電力、東北電力、東京電力EP、北陸電力、 関西電力、中国電力、四国電力、九州電力及び 沖縄電力

原価算定期間終了後の事後評価において、電気事業法等の一部を改正する法律(平成26年法律第72号)附則第16条第3項の規定によりなおその効力を有するものとして読み替えて適用される同法第1条の規定による改正前の電気事業法(昭和39年法律第170号)第23条第1項の規定による供給約款等の変更の認可の申請命令に係る「電気事業法等の一部を改正する法律附則に基づく経済産業大臣の処分に係る審査基準等」(20160325資第12号)第2(7)④に基づく値下げ認可申請の必要は認められなかった。

①電気事業利益率による基準

各電力会社の電気事業利益率の直近3年度平均値(平成25年度~平成27年度)は北海道電力△2.1%、東北電力6.2%、東京電力EP5.0%、北陸電力1.0%、関西電力1.1%、中国電力1.2%、四国電力2.1%、九州電力0.3%、沖縄電力2.91%であることを確認した。

電力10社の過去10年度平均値(平成18年度~平成27年度)の電気事業利益率は2.93%であるため、 東北電力と東京電力EPを除く7社については、 電気事業利益率が電力10社平均を下回っており、 当該基準に該当しなかった。

②規制部門の累積超過利潤による基準又は自由化 部門の収支による基準

規制部門の累積超過利潤は、東北電力で28,095 百万円、東京電力EPで△131,099百万円であり、 両社において一定水準額を下回っていることを確 認した。 また、直近2事業年度の自由化部門の電気事業 損益は、東北電力で平成26年度が47,951百万円、 平成27年度が80,815百万円、東京電力EPで平成 26年度が141,736百万円、平成27年度210,041百万 円であり、両社において直近2事業年度連続して 赤字とはなっていないことを確認した。

以上、東北電力及び東京電力EPとも規制部門の累積超過利潤による基準、自由化部門の収支による基準のいずれにも該当しなかった。

【第361-4-2】規制部門の累積超過利潤と一定水準額

(単位:百万円)

	東北	東京EP
平成27年度末超過利潤累積額①	+28,095	△131,099
一定水準額②	+41,879	+147,033
一定水準額を上回っているか。 (①>②か)	No	No

出典:東北電力及び東京電力EPへの電力・ガス取引監視等委員会 事務局のヒアリングに基づき作成

【第361-4-3】直近2事業年度の自由化部門の電気 事業損水準額 (単位:百万円)

	東北	東京EP
平成26年度①	+47,951	+141,736
平成27年度②	+80,815	+210,041
2年連続で赤字となっているか。 (①<0かつ②<0か)	No	No

出典:東北電力及び東京電力EPの部門別収支計算書より電力・ガス 取引監視等委員会事務局にて作成 B 北海道電力、東北電力、東京電力EP、関西電力、四国電力及び九州電力の事後評価に関する追加手続

①料金原価と実績費用の比較

人件費については北海道電力以外が原価不算入 の出向者給与や残業手当を理由に原価を上回って いる。また、各社とも原発再稼動の遅れから、火 力焚き増し、あるいは他社からの調達を迫られて おり、基本的に、燃料費・購入電力料が増加する 傾向にある。特に原価策定における原子力稼働率 の織込みが大きかった九州、関西電力での増加が 著しい状況。東北電力は原価策定における原子力 稼働率が実態に相対的に近いものだったことか ら、他社の原発停止によって購入電力料の実績が 計画を下回らざるを得ない中にあっても、需要減 と相俟って、火力焚き増しの必要性が相対的に低 く、燃料費の実績が原価を上回る程度が抑えられ ている。東京電力EPでは、他社購入が原価を上 回る一方で、燃料費は、販売電力量の減少もあっ て原価を下回っている。

基本的に、各社、燃料費・購入電力料が増えざるを得ない中で、燃料調達にあたっては共同調達やメリットオーダーによる効率調達に努力している状況にあり、加えて、全ての電力会社で、一時的な繰り延べも含めてコスト削減対象となりやすい修繕費で、供給信頼度を害することが無いようにリスクマップでの評価を行う形で、費用削減に取り組み、実績が原価を相当程度上回る実績を達成している。

②規制部門と自由化部門の利益率の比較

規制部門と自由化部門の利益率の乖離要因としては、①再稼動遅延に伴う需給関係費の増加、②燃料費調整制度によるタイムラグ、③コスト削減の深堀、の3つが各社の共通事項となっている。基本的に前二者は相対的に販売電力量の多い自由化部門に影響し、燃料調整の効果のみ、北海道電力では、冬場の需要動向に影響を受けて規制部門に多くプラスで作用している状況にある。経営効率化・コスト削減の深掘りの効果の現れ方は、各社の設備構成や修繕対策の内容によって、どちらの部門に効果が現れるかは異なっている。

各社の販売電力量の原価算定時と実績の比較は、規制・自由化部門双方で、実績値が原価を下回る厳しい事業環境にあり、電力会社によっては7%を上回る減少となっている。特に関西電力と九州電力では、自由化部門での落ち込みが大き

く、これが部門間の利益率格差の主な要因の一つになっている。北海道電力の固有事情として、料金改定のタイミングが年度途中であったため、自由化部門での契約更改の時期との関係から同部門での収益改善の効果が現れにくくなっていた。

こうした要因を考慮し、その影響を計算上排除 すると、各社の規制部門と自由化部門の利益率は、 修正され、その乖離は1%以内に収まっている。

③経営効率化への取組

経営効率化への取組については、「恒常的な効果が見込まれる取組み」として、各社とも、経営効率化努力を進めるなか、当初の査定による計画値を上回る効率化実績が見られたのが、関西電力、東北電力、九州電力、東京電力EPとなっている。ただし、人件費については、計画値未達の企業が多かった。燃料費・購入電力料は、関西電力、東北電力、四国電力、九州電力、東京電力EPで実績が計画を上回っており、具体的には、定検期間の短縮による効率の良い火力発電所の稼動増、即取引所からの調達を進める等によるものとなっている。修繕費については、全ての企業で、点検問期や工事実施時期、発注方法の工夫で計画値を上回る効率化を達成している。

また、各社とも、緊急的な支出抑制にも取り組み、例えば、東京電力EPでは、調達先での修繕費削減も求めており、また、関西電力、四国電力及び東京電力EPでは、資本的支出の抑制で設備投資関連費用でも一時的な繰り延べを実施している。

4)総評

燃料価格の大幅な変動、原子力発電再稼働の遅延等の諸事情を踏まえると、個別費目が合理的な理由なく料金原価を上回る実績となっているものは無く、今回事後評価の対象となった事業者について、現行の認可料金に関する値下げ認可申請の必要があるとは認められなかった。

他方で、厳しい経営環境下において適切な人材 を確保する必要性等からやむを得ない事情は認め られるが、全ての会社において人件費における給 与実績が料金原価を上回っていた。各企業におけ る経営事情もあるものの、事業者においては、当 該費目に限らず、料金審査時の査定内容を十分に 踏まえて事業運営に取り組むことが求められる。

経営効率化努力の主要な取組として修繕費の削減が見られ、これらは原価に織り込まれた費用に

第2節 ガスシステム改革及び熱供給 システム改革の推進

ついて、供給信頼度を害することが無いようにリ スクマップでの評価に基づき実施されている。安 全対策、供給信頼度維持に不可欠な投資や必要な 費用は適正なコストとして電気料金の原価に含ま れているところであり、修繕費の緊急繰延べの判 断は、技術的知見や代替措置の効果・費用等も踏 まえつつ、引き続き慎重にリスク評価を行って対 応すべきである。

効率化努力としては、単なる一時的な収支改善 効果を伴う取組を超え、将来的な原価削減、さら には電気料金抑制につながる構造的、恒常的なコ スト改善努力を追及すべきである。今回の評価に おいても、各社の様々な取組が紹介されたところ であるが、事業者間で直接的な競争関係にない ネットワーク部門での各社の努力については、相 互に情報共有し、参考となる取組について、自社 の特徴を踏まえた改良なども行いつつ積極的に取 り込むことが重要である。また、自由化部門での 競争は電気供給コスト全体の効率化に資するもの であり、事業者においては全面自由化された小売 市場において創意工夫を凝らした競争に取り組む ことが求められる。

今後の原子力再稼働の見通しが定まらないとの 事業者の見解も見られ、また、現行の原価は一定 の原子力稼働率を前提に算出されているものでは あるが、直近の収益状況は、原価算定期間中の経 営効率化努力もあって改善傾向にあるところ。事 業者においては、原子力再稼働時には火力燃料費 等の負担が現状よりも軽減されるであろうことを 踏まえ、そのコスト低減効果を一時的な支出繰延 べの削減、需要家への還元などに適切に充てるよ う検討すべきである。

以上に鑑み、事業者には、引き続き経営効率化 努力に真摯に取り組むこと、経過措置料金の適正 性に関して需要家への分かりやすい説明、情報提 供を行うことが求められる。

5. 電力システム改革貫徹のための政 策小委員会での検討

再掲(第1部第2章第3節 参照)

1. 熱供給システム改革の実行

熱供給システム改革は、電力・ガスシステム改革 とあいまって、熱電一体供給も含めたエネルギー供 給を効率的に実施できるようにするため、2013年 11月に総合エネルギー調査会基本政策分科会の下 に設置された「ガスシステム小委員会」において熱供 給事業の在り方などを検討・審議し、2015年6月の 電気事業法等の一部を改正する等の法律の成立を受 けた後は、熱供給システム改革を着実に進めていく 上で必要な実務的な課題を含めた具体的な制度設計 について議論を行いました。

2016年4月に実施された熱供給システム改革で は、許可制としていた熱供給事業への参入規制を登 録制とし、料金規制や供給義務などを撤廃し(ただ し、他の熱源の選択が困難な地域では、経過措置と して料金規制を継続)、熱供給事業者に対し、需要 家保護のための規制(契約条件の説明義務等)を課し ました。

熱供給システム改革の実行により、事業環境の整 備が行われ、エネルギー市場の垣根の撤廃や異業種 からの参入が促進され、電力・ガスシステム改革が 一体的に推進していくことが期待されています。

2.ガスシステム改革小委員会における議論

電力システム改革とあいまって、ガスが低廉・安 全かつ安定的に供給され、消費者に新たなサービス などの多様な選択肢が示されるガスシステムの構築 に向け、小売の全面自由化、LNG基地の在り方も 含めた天然ガスの導管などの供給インフラのアクセ ス向上と整備促進や、簡易ガス事業制度の在り方な どについて検討するため、2013年11月に総合エネ ルギー調査会基本政策分科会の下に、「ガスシステ ム改革小委員会」を設置しました。2016年度は、ガ スシステム改革を着実に進めていく上での実務的な 課題を含めた具体的な制度設計に関する検討・審議 を中心に、計3回にわたる議論を行いました。

【第362-2-1】ガスシステム改革小委員会 各開催回の議題

開催回	開催日	議題
第31回	4月22日	○導管整備方針について
第32回	5月24日	○LNG市場戦略、LNG基地の 第三者利用制度、導管整備方針に ついて
第33回	6月16日	○費用便益分析、導管整備方針、 新規参入者が既存ガス会社等に対 して消費機器調査等の委託を行い やすい環境整備について

3. ガス安全小委員会における議論

ガスシステム改革小委員会における検討を受け、 産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会において、2014年6月からガスシステム改革後の望ましい保安の在り方について検討を行いました。また、 2015年7月には、保安規制の詳細設計について検討するため、同小委員会の下に「ガスシステム改革保安対策WG」を設置しました。

2016年度は、ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に間するガイドライン、ガス小売事業者が作成する保安業務規程などに関する検討・審議を中心に、同WGにおいて計2回にわたる議論を行い、2016年5月31日に最終報告書をとりまとめました。また、6月17日のガス安全小委員会に当該最終報告書を審議し、了承されました。

【第362-3-1】ガス安全小委員会 各開催回の議題

開催回	開催日	議題
第14回	6月17日	○ガスシステム改革保安対策WG報告書について、ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて、ガス小売事業者が作成する保安業務規程について、ガス安全高度化計画の見直しについて

【第362-3-2】ガスシステム改革保安対策WG 各開催回の議題

開催回	開催日	議題			
第5回	4月26日	○ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて、ガス小売事業者が作成する保安業務規程について、ガス安全高度化計画の見直しについて			
第6回	5月24日	○ガスシステム改革保安対策WG報告書(案)について、ガス事業者間における保安の確保のための連携及び協力に関するガイドラインについて、ガス小売事業者が作成する保安業務規程について			

4. 電力・ガス取引監視等委員会における 議論

2015年6月に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律に基づき、2016年4月より電力取引監視等委員会にガス・熱に関する業務が加わり、「電力・ガス取引監視等委員会」に改編されました。

2016年度、同委員会では、2017年4月のガスの小売全面自由化に向けて、「制度設計専門会合」において、各種ガイドラインに関する検討や、「料金審査専門会合」において、託送供給約款に関する検討等を行いました。

【第362-4-1】制度設計専門会合 各開催回の議題

開催回	開催日	議題
第10回	9月2日	○経過措置料金規制に係る指定基準・解除基準について ○「ガスの小売営業に関する指針 (仮称)」について ○「適正なガス取引についての指針」の改正について
第11回	9月27日	○「ガスの小売営業に関する指針 (指針)」の制定に関する追加論点 について ○「適正なガス取引についての指 針」の改正に関する個別論点の検 討について
第12回	11月1日	○「ガスの小売営業に関する指針」 の制定に関する検討について ○「適正なガス取引についての指 針」の改正に関する個別論点の検 討について
第13回	11月30日	○「適正なガス取引についての指針」の改正に関する検討について
第14回	12月19日	○「ガスの小売営業に関する指針」 (案)に対するパブリックコメント 募集の結果等について
第15回	1月26日	○「適正なガス取引についての指針」(改正案)に対するパブリックコメント募集の結果等ついて○ガスの託送供給料金の事後評価(託送供給約款に係る新たな変更認可申請命令の仕組み)について

【第362-4-2】料金審査専門会合 各開催回の議題

開催回	開催日	議題
第14回	8月9日	○料金審査専門会合の検討事項に ついて ○東京ガス、東邦ガス、大阪ガス 株式会社から申請内容について説 明

第6章 市場の垣根を外していく供給構造改革等の推進

開催回	開催日	議題
第15回	8月25日	○料金審査専門会合における指摘 事項について ○個別原価等について - 前提計 画、経営効率化計画、租税課金、 その他費等
第16回	9月13日	○料金審査専門会合における指摘 事項について○個別原価等について -需給調 整費、需要調査・開拓費、バイオ ガス調達費 等
第17回	9月29日	○料金審査専門会合における指摘事項について○個別原価等について -設備投資関連費用、修繕費、事業者間精算費・収益等
第18回	10月12日	○料金審査専門会合における指摘事項について○個別原価等について - 需給調整費、需要開拓費、比較査定対象ネットワーク費用 等
第19回	10月26日	○料金審査専門会合における指摘 事項について○費用の配賦・レートメークについて等○検討を深めるべき論点について
第20回	11月10日	○料金審査専門会合における指摘事項について○検討を深めるべき論点について○約款記載事項について○準大手の審査状況について
第21回	12月1日	○査定方針案の検討

5. ガス小売全面自由化に向けた準備

(1)ガス事業を取り巻く状況の検証

2015年6月17日に成立した電気事業法等の一部を改正する等の法律において、2017年4月1日のガスの小売全面自由化の実施後と、2022年4月1日の導管部門の法的分離の実施前に、ガス事業を取り巻く状況について検証を行うことが規定されました。ガスの小売全面自由化前における検証は含まれていませんが、2017年4月から開始されるガスの小売全面自由化を円滑に進めるため、電力・ガス基本政策小委員会にて、ガスの小売全面自由化前にも検証を行いました。

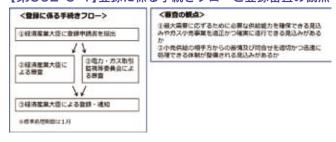
(2) ガス小売事業者の登録審査

ガスの小売全面自由化に先立って、2016年8月からガス小売事業者の事前登録受付を開始し、順次審査を行ってきました。2017年4月1日現在において、45件のガス小売事業者登録の申請があり、審査の

結果、45者が登録しています。

法律や省令に則り、資源エネルギー庁が、最大需要に応ずるために必要な供給能力を確保できる見込みやガス小売事業を適正かつ確実に遂行できる見込みがあるか、電力・ガス取引監視等委員会が、「ガスの使用者の利益の保護のために適切でないと認められる者」に該当しないか、それぞれ審査を行っています。

【第362-5-1】登録に係る手続きフローと登録審査の観点



(3)経過措置料金規制を課す事業者の指定

4月からのガスの小売全面自由化に伴い、ガスの小売規制料金は原則撤廃されることとなりますが、LPガス、オール電化などとの競争状態が十分でないと判断される場合、需要家利益の保護の観点から、経過措置として小売規制料金が課されることとなっています。ガスシステム改革小委員会において決定された指定基準に基づき、一般ガス事業者については、経過措置料金規制を課す事業者として、12事業者を指定し、簡易ガス事業者については、全国7432団地のうち、1730団地を指定しました。

(4)各種ガイドラインの整備

ガスの小売全面自由化を契機に多様な事業者が参入することを踏まえ、関係事業者がガス事業法等を遵守するための指針を示し、これによりガスの需要家の保護を図るため、新たなガイドライン「ガスの小売営業に関する指針」を策定しました。

同指針は電力・ガス取引監視等委員会の下に設置した制度設計専門会合(座長:稲垣隆一電力・ガス取引監視等委員会委員)において2016年9月から4ヶ月にわたって議論を行い、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に建議し、2017年1月24日に経済産業大臣が制定しました。

また、ガスの小売全面自由化に合わせ、ガス市場を競争的に機能させる観点から、経済産業省と公正取引委員会が共同で定める「適正なガス取引についての指針」についても所要の改正を行いました。

同指針のうち経済産業省が担当する部分については、制度設計専門会合において2016年9月から5ヶ

月にわたって議論を行い、電力・ガス取引監視等委員会から経済産業大臣に建議し、2017年2月6日に経済産業大臣が制定しました。

2つの指針の内容については、説明会の開催など を通じて、4月からガス小売市場に参入する事業者 への周知徹底を図っています。

「ガスの小売営業に関する指針」のポイント

- (1)需要家への適切な情報提供
- ①問題となる行為
- ・「当社と契約しないとガス漏れ等の緊急時対応 が一切なくなる」など、需要家の誤解を招く情報 提供で自社のサービスに誘導しようとすること。
- ・需要家と契約を締結する際、解除時の違約金等 の内容や内管等の工事費負担の有無・算定方法、 セット販売時の料金割引等の適用条件等の供給 条件について説明・書面交付を行わないこと。

②望ましい行為

- ・一般消費者向けの標準メニューや平均的なガス 使用量における月額料金例を公表すること。
- ガス料金に工事費等が含まれている場合に、請求書等にその内訳を明記すること。
- ・需要家がクーリング・オフをした場合やガス小売事業者から契約を解除した場合などには、需要家が無契約状態となり供給が停止されるおそれがあることについて、ガス小売事業者が需要家に対し一定の説明をすること。

(2)営業・契約形態の適正化

- ○問題となる行為
- ・ワンタッチ供給を行うガス小売事業者が、契約 解除の際、卸売事業者との間の卸供給契約の解 除を不当に怠ること。

(3)契約内容の適正化

- ○問題となる行為
- ・不当に高額の違約金等を設定するなど、解除を 著しく制約する内容の契約条項を設けること。
- ・解除手続や更新を拒否する手続の方法を明示し ないなど、解除を著しく制約する行為をすること。

(4)苦情・問合せへの対応の適正化

①望ましい行為

- ・導管の破損など、導管要因でガスの供給に支障が生じていることが明らかな場合にガス導管事業者がホームページ等を通じて提供する情報を用いて、ガス小売事業者が消費者からの相談や問合せに応ずること。
- ・原因不明なガスの供給支障発生時に、ガスメーターの操作方法など消費者に対し適切な助言を 行うこと。

②問題となる行為

・原因不明なガスの供給支障に対し、消費者から の問合せに不当に応じないこと。

(5)契約の解除手続の適正化

- ○問題となる行為
- ・契約解除の申入れが、契約者(需要家)本人から のものであるか、適切な方法で本人確認をしな いこと。
- ・契約解除について、解除予告通知を行うことや 最終保障供給約款・経過措置約款を申し込む方 法があることを説明することなどの適切な対応 を怠ること。

「適正なガス取引についての指針」の主な改定事項

_ _ _ _ _ _ _ _ _ _

(ガス事業法関連部分)

(1)小売分野

- ●小売事業者が需要家への請求書等に託送供給料 金相当の支払金額を明記することを、望ましい 行為と位置付ける。
- ●小売事業者が不当に高い解約補償料の徴収等を 行うことを、問題となる行為と位置付ける。

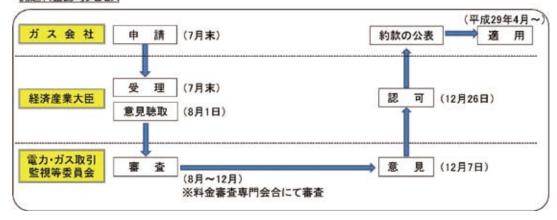
(2)卸売分野における適正なガス取引の在り方

- ●考え方として、パンケーキ問題の解消の趣旨を 踏まえ、卸供給料金から卸託送供給料金に相当 する金額を引き下げることが適切である旨を 追記。
- ●LNG等を保有する事業者が新規参入者等に対して積極的に必要な卸供給を行うことを、望ましい行為と位置付ける。

【第362-5-2】託送料金認可手続き

 託送料金については、電気事業法等の一部を改正する等の法律(平成27年法律第47号)附則第18条 第1項に基づき、ガス会社から認可申請が提出された場合、経済産業大臣は、電力・ガス取引監視等委員会 の意見を聴いた上で、認可を行う。

託送料金認可プロセス



(3)製造分野

- ●熱量調整設備等のガス製造に必要な設備を保有 する事業者がガス製造に係る業務を積極的に受 託することを、望ましい行為と位置付ける。
- ●ガス製造事業者が正当な理由なくガス受託製造 を拒むこと等を、問題となる行為と位置付ける。

(4)託送分野

- ●ガス導管事業者が導管網への接続の検討に関する情報提供を行うことを、望ましい行為と位置付ける。
- ●ガス導管事業者が計量器の交換の可否・交換時期に関して、自己又はグループ内の小売部門の需要家であるか否かにより不当に差別的に取り扱うこと等を、問題となる行為と位置付ける。

(5) 託送供給約款の審査

ガス小売事業者が東京ガスなど一般ガス導管事業 者に導管網の使用料として支払う託送料金等を定め る「託送供給等約款」は、経済産業大臣(地方経済産 業局分については経済産業局長)が認可を行うこと となります。

_ _ _ _ _ _ _ _ _ _

2017年4月のガスの小売全面自由化の実施に向けて、託送料金を新規に設定する必要等があるため、東京ガスなど現在の一般ガス事業者127社が2016年7月、託送供給約款の認可申請を行いました(一般ガス事業者203社のうち、託送供給約款を制定する必要があるのは、他社と導管がつながっている一定規模以上の事業者127社。)。

託送供給約款の認可にあたっては、東京ガス、東邦ガス、大阪ガスの大手3社については、電力・ガス取引監視等委員会の下に設置した料金審査専門会合(座長:安念潤司 中央大学法科大学院教授)により中立的・客観的かつ専門的な観点から厳正に審査を行いました。

北海道ガス、仙台市ガス局、京葉ガス、北陸ガス、 静岡瓦斯、広島ガス、西部ガスの準大手7社にについては、電力・ガス取引監視等委員会事務局又は各局経済産業局電力・ガス取引監視室において、料金審査専門会合の委員から個別に意見を聞き、かつ、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査を行いました。

その他の一般ガス事業者117社については、電力・ガス取引監視等委員会事務局又は各局経済産業局電力・ガス取引監視室において、料金審査専門会合の審査状況を反映しつつ審査を行いました。

また、全ての一般ガス事業者の審査に当たり、パブリックコメントで寄せられたご意見を踏まえて審査を行い、透明性の高いプロセスを経ることとしました。

料金審査専門会合が同年12月1日にパブリックコメントの結果も踏まえ「査定方針案」を取りまとめたことを受け、同年12月7日に電力・ガス取引監視等委員会は委員会としての意見(査定方針)を経済産業大臣に提出しました。この意見を踏まえ、経済産業大臣は「査定方針」に基づく申請内容の修正を提出するよう各社に指示を出し、本省所管分について同年12月26日に託送供給約款を経済産業大臣が認可しました。

【第362-5-3】託送供給約款認可申請への査定結果のポイント

託送供給約款認可申請に係る審査について

- ガス会社からの認可申請が、関係法令及び審査要領に照らし、最大限の経営効率化を踏まえたものとなっているかについて、電力・ガス 取引監視等委員会の「料金審査専門会合」において、中立的・客観的かつ専門的な観点から検討。
- 料金審査専門会合がとりまとめた査定方針案をもって、電力・ガス取引監視等委員会において検討を行い、12月7日の第61回電力・ ガス取引監視等委員会において査定方針を策定した。

各社が申請した狂送料金原価(3年平均)

(億円)

	東京が	ス(東京地	区等)	東京ガス(郭馬地区他)			東京ガス(四転送12A地区)			東邦ガス			大阪ガス			東部ガス (検日支社地区)			東部ガス (福島・張城・張城南支社地区)			医部ガス		
	的回改定 A	今回中語	推剪 (D-A)	製匠改定 A	今回中語 D	推引 (D-A)	製匠改定 A	今回中語 D	差引 (D-A)	製匠改定 A	税中国令 D	推引 (B-A)	製品改定 A	今回申請	差引 (D-A)	対応改支	今回中族	差引 (B-A)		売中選 日		大の日的 A	今回中族 D	差引 (D-A)
比較査定対象ネット ワーク費用	937	1,057	121	5	9	4	1.0	1.3	0.0	272	276	6	960	912	▲ 71	6	7	1	15	13	▲ 2	149	118	▲ 31
完於與整費	-	99	20	ŗ	1	X	-	-	ï	\times	6	6	\sim	17	17	~	0.5	0.5	Ē	K	ť		9	9
体研費	291	321	30	4	3	A 1	1	0.4	A 1	89	77	▲ 13	269	256	± 13	0.5	0.4	▲ 0.1	1.3	1.2	▲ 0.1	18	17	AI
祖宗課金	264	267	2	2.1	2.3	0.2	0.4	0.5	0.2	.58	55	(▲,3	161	156	.▲5	1.7	1.4	▲03	4	3	A)	25	- 18	▲ 6
医定货座除场费	170	185	16	1.8	2.5	0.6	9.4	0.3	▲ 0.2	39	30	▲ 9	72	82	9	0.6	0.6	▲ 0.1	2	3	- 1	- II	5	A 5
減低保証費	915	919	- 3	20	21	1	4	3	A 1	262	252	▲ 10	434	330	. 4.35	- 11	- 11	▲ 0.2	28	21	▲ 8	74	78	5
パイオガス調道費		0.3	0.0	-	2	×		-	u u	\sim	0.1	0.1	(=)	0.6	0.9	·	\sim	-	2	\times	~		-	~
常要調査・開拓費		63	68	-	1	11		0.1	0.1	-01	50	20	100	30	30		~	-	10	10	-			-
事集老問胡寅费	-	-	-	-	34	34	-	-	~	-	-		-	15	15	~	~	-	-	10	10	-	i	-
全集が費用	26	23	2	0.7	0.2	▲04	~	0.01	0.01	0.5	0.4	▲ 0.2	98	0.8	0.1	1-	-	-	100	-	-	06	0.1	▲ 0.4
法人获得	63	63	▲3	1.2	1.3	0.1	0.03	0.1	0.1	12	13	- 1	52	59	7	0.09	0.12	0.03	0.1	0.3	0.2	8		.4.0.1
事業総計(レートペース。 事業総数金)	142	133	▲3	2.7	3.1	0.4	0.5	0.3	▲ 0.2	40	37	_ 43	70	58	▲ 2	2	2	, A (5	3	▲ 2	19	17	▲3
控除項目(營業等度、施 度入、資業等別推算収益)	▲ 46	▲ 115	▲ 70	▲ 3.8	▲ 41	▲ 0.3	★ 2	▲ 0.1	2	▲ 15	▲ 23	≜ 8	▲ 23	▲ 33	▲ 10	▲0.1	▲ 0.1	0.04	▲ 0.1	▲03	▲ 0.1	▲ 3	▲ 6	₹ 5
NW教庫質	2,761	2,959	198	34	73	39	5		0.0	758	745	▲ 13	2,018	1,951	▲ 57	22	23	0.1	55	55	▲ 0.5	300	265	▲ 35

料金審查専門会合委員

(花椒()

(座長) 女念 制司 関尾 雅則 中央大学法科大学院 教授 SMBC日間証券株式会社 マネージングディレクタ・ 5 M B C 日頃場を取得せ マネージンファイ・クター 有限責任を記入トーマラ パートナー 公際会計士 ポストン コンサルティング グループ シニア・バートナー & マネージング・ディレクター 大場有限責任を設定人 代表社員 会長 公論社団法人日本消費生活アドバイザー・ 解釋用等子

梶川 鼓 辰巳 菊子 コンザルタント・相談員協会 常任顧問 東京大学社会科学研究所 教授 西村あさい法律事務所 パートナー弁護士 一権大学大学院質学研究科 教授 平成28年 7月末日 ガス会社より形送料金の認可申請 経済産業大臣より電力・ガス取引監視等委員会へ 意見聴取

< 料金審查明門会會において審議> 第14回 (8月 9日) 概要財物(東京、東邦、大阪) 第15回 (8月25日) 前級計画、建築改革化、租民課金、 常業分費用、指領項目 第16回 (9月13日) 常城海縣費、需要調金・耕田費、バイオガス職選費

第17回 (9月29日) 股階投資降主費用、修繕費、事業者間核算費・

検討すの研修

第18回 (10月12日) 善給原整費、普買開布費、 比較資定対象ネットラーク費用 第19回 (10月26日) 費用の配配・レートメーク、検討を深めるべき 金融を

第20回 (11月10日) 検討を突めるべき論点(2) 第21回 (12月 1日) 豊定万針案の検討 12月 1日 料金審査専門会合において査定方針案をと

りまとめ 12月 7日 第61回電力・ガス取引監視等委員会におい て査定力針を策定

託送供給約款認可申請に係る査定方針について

査定方針(ポイント)

※金輪は、各社されぞれの甲葉輪(19年平南)及び電力・ガス取引指義等委員会の会定による原義力か・輪(または灰秋線)を記載(一部七勢いて、衛門學位本課は記括五入) ※東京ガス、東部ガスについては、各地区の他計金額を記載

<u>節提計画(型要型定)</u> [東京 : 137個m³に4.22<mark>個m³、東邦 : 38個m³に0.25個m³、大阪 : 88個m³に0.01<mark>個m³、西部 : 9個m³に0.01<mark>個m³油加</mark> 東京ガス、東邦ガスについて、二面顕管規制緩和による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。大阪ガスについて、秘密や他燃料転換による需要量の減少について過大と考えられるものは認めない。</mark></mark>

経営効率化 /東京:▲110億円に▲18億円、東邦:▲17億円に▲3億円、大阪:▲23億円に▲8億円、東那:▲0.3億円、西部:▲0.6億円追加 / (修繕的、設備投資関連費用等の内数) 大手事業者について、実現可能性が見込める水準であると考えられる11.0%の経営効率化制合を要求。東京ガス、東邦ガスについて、これまでの効率化の取組内容や資定方法の一部が実態を正しく反映していなか ったため、過大と考えられる効率化効果分は認めない。

比較資定対象ネットワーク費用 [東京: 1,067億円を▲2.3億円、東邦: 278億円を▲1.5億円、大阪: 912億円を▲2.3億円、西部: 118億円を▲0.8億円カット] 汲去の供給計画上の準管延伸 (新設と廃止の差) に係る実現率を指まえ、過大と考えられる部分を減額。

園給店整費 [東京:30億円を▲7億円、東邦:6億円を▲0.4億円、大阪:17億円を▲3億円、西部:9億円を▲2億円カット]

めに確保する製造投機の容量の55、近大と考えられる部分を採納

<u>據續費</u> [東京:324億円を▲3億円、東邦:77億円を▲0.6億円、大阪:256億円を▲2億円、東第:2億円を▲0.1億円、西第:17億円を▲0.1億円カット]

、南について、近大と考えられる部分を減額。また、東京ガス、東邦ガスについて、ガスメーター修繕費に係る取替収量が近大と考えられる部分を減額。

<u>設備投資関連費用</u> [東京:1,274億円を▲27億円、東邦:319億円を▲3億円、大阪:548億円を▲8億円、東邦:40億円を▲0.7億円、西部:100億円を▲1億円カット] 中地等)のうち不使用又は余利となっているもの及び新規投係のうち工事計画の妥当性に欠けるもの等をレートペースから減額。また、これに係る減価償却費、事業報告額等を減額。 (高級年設備投資)

東京ガスについて、ねずみ鋳鉄管・バルブ駆動機等の申請数量が設大なものを減額、メインバルブ・防食投機の申請単価が過大なものを減額。

<u>相税調金・営業外長用・陸韓項目 『東京: 307億円を▲5億円、東邦:58億円を▲0.6億円、大阪:195億円を▲2億円、東部:5億円を▲0.1億円、西部:25億円を▲1億円カット</u>』(事業名間精算 大阪ガスについて、不動意取得税等を過去3年実績から直近実績に見直し、延請。東京ガスについて、珍豫項目に計上すべき番目等を追加。

バイオガス誘連費 {東京: 0.3個門を▲0.05億門、東邦: 0.1個門を▲0.01億門、大阪: 0.6億円を▲0.11億円カット]

する余朝バイオガスの80%を上回る部分を減額

重要誘査・競技技 (東京:69億円を▲43億円、東邦:20億円を▲23億円、大阪:30億円を▲7億円カット) 東京ガス、東邦ガスについて、無言調査員の26供給区域内分及び規格額が過大と考えられる部分を解離。無言開拓員の259でに場管整備が相当程度進んでいる地域及び10万mで以上の無言開拓に係る支払 額が最大と考えられる部分を減額。

事業各種精質費 [東京:34個円に1個円反映。大阪:15個円を47個円カット、東部:10個円に4個円反映] 上流の特定ガス埠管事業者が平成28年10月末までに提出した事業者制導資料金表の単価を参照して質用額を更新し、反映。

事業者機構算収益 [東京:▲68億円に▲2億円流加] 東京ガスについて、申請時には想定していなかった取引に係る収益を追加。

費用の配配・レートメーク 適正な配分基準を用いて、適正に直旋・帰属・配配が行われていることを確認。東京ガスについて、ガス使用扇「0 m³ Jの窓の小売料金に対する托送料金の割合が50%以上となるよう基本料金単価等を変更。東京 ガスについて、コージェネレーションシステムを使用することを要件とした割引料金は認めない。

査定方針を踏まえた託送料金単価 (m3あたり)

【東京ガス】(東京地区等) 約82億円の原価削減により、20.64円程度(▲1.25円)に圧縮

(群馬地区他) 約3億円の原価削減により、34.37円程度 (▲1.53円) に圧縮、(四街道12A地区) 約0.1億円の原価削減により、74.82円程度 (▲1.80円) に圧縮

【東邦ガス】約19億円の原価削減により、19.15円程度 (▲0.64円) に圧縮【大阪ガス】約31億円の原価削減により、21.81円程度 (▲0.35円) に圧縮【東部ガス】(秋田地区)約1億円の原価反映により、50.23円程度 (3.10円)に変更、(福島・茨城地区)約2億円の原価反映により、25.81円程度 (0.70円)に変更

【西部ガス】約5億円の原価削減により、30.33円程度(▲0.61円)に圧縮

※1 東京ガス及び東邦ガスは、西要増定の見直し相当分が単値に影響している。 ※2 制度変更に係る費用の迅速等により、中共よりも耕価が増減しているものがある。 (注) () は中時値との差異



(6) 小売全面自由化の広報、消費者保護に向けた取組

ガスの小売全面自由化の実施に当たっては、消費 者が、正しい情報を持つことで、トラブルに巻き込 まれることなく、各々のニーズに合った適切な選択 ができることが重要です。

そのため、経済産業省では、全国各地での説明会 開催や、テレビ・新聞・雑誌などのメディアを通じ た広報、パンフレット・ポスターの配布、専用ポー タルサイト・コールセンターの設置など、自由化の 周知・広報を積極的に実施してきました。

さらに、電力・ガス取引監視等委員会が独立行政 法人国民生活センターと共同で、消費者から寄せら れたトラブル事例やそれに対するアドバイスを公表 するなどの取組を実施しています。また、同委員会 では、消費者に対し、自由化に関する正確な情報を 分かりやすく発信するためのセミナー等を全国各地 で開催するなど、消費者保護のための取組を強化し ています。